

- ・コンクリートくずについては、復興の資材等として被災地で活用。木くずについては、広域での活用も検討。これらの廃棄物については、再生利用の需要量（受け入れ可能量）等を踏まえた、時間をかけた処理の検討も必要。
- ・リサイクルルートが確立している自動車やテレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機等については、分別ができ、技術的に可能な限りリサイクルを実施。
- ・仮置場や運搬車両の選定、収集運搬に関する計画の策定等において、交通渋滞が発生しないよう配慮。

（２）広域処理の必要性

- ・東日本大震災は膨大な量の災害廃棄物が発生しているが、被災地では処理能力が不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理も必要。
- ・広域処理は費用効率的となる場合があり、処理の選択肢を多くする観点から、促進を図ることが必要。
- ・国は、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供等を実施。県・市町村は、これを踏まえ広域処理を推進。
- ・焼却炉等の整備に当たっては、近隣自治体との共同処理体制の構築を検討。

（３）種類別処理方法

①可燃物

- ・仮置場での火災防止や衛生管理を徹底する。
- ・破碎後、できるだけセメント焼成や廃棄物発電等の有効利用を行う。

②木くず

- ・木くずについては、木質ボードやボイラー燃料、発電等への利用が期待される。
- ・一方、受入側との間で、受入が可能である木くずの形状や塩分など不純物等に関する条件について事前に調整を行うことが必要。（利用用途を決めないまま木くずを全てチップにすると、引取り業者の確保が困難となる）
- ・降雨により塩分を除去しつつ、需要に応じて利用していくことも一案。その際、腐敗や火災防止の観点から、木くずを木材チップに加工しない状態としておくことが必要。
- ・県外の受け入れ先に船舶や鉄道等で運び、受け入れ先において保管しつつ、塩分除去、不純物除去を行うことも一案。
- ・目視等によりＣＣＡ（クロム・銅・砒素系）処理木材と判断されるものは、廃棄物処理施設にて焼却処理を行う。

③不燃物

- ・可燃物や金属くずと一体となったものは、トロンメル（円筒形の回転式ふるい）や振動ふるい、浮沈分離、磁選等により、可燃物や金属くずを取り除いた上で、埋立を行う。

④金属くず

- ・再生利用を基本とし、再生利用を容易にするため、受け入れ先で想定する利用用途に応じ可能な範囲で、鉄と鉄以外のもの（銅など）を区別する。

⑤コンクリートくず

- ・コンクリートくずについては、最終処分量の削減のためにも、復興資材等として被災地で活用することが有効。
- ・再生利用の用途を考慮し、アスファルト、コンクリート、石材等に分別することが適当。
- ・受入側との間で、受入が可能であるコンクリートくずの形状や付着物等に関する条件について事前に調整を行い、必要な破碎や粒度調整等を行うことが必要。（利用形態を決めないまま破碎や粒度調整等を行うと、引取り業者の確保が困難となる）
- ・資材としての利用を進めるため、環境部局と土木部局間の連携や民間の知見の活用が必要。

⑥家電、自動車

- ・家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫）については、可能な範囲で分別し、破損や腐食の程度を勘案し、リサイクルが可能（有用な資源の回収が見込める）なものは、家電リサイクル法に基づきリサイクルを行う。
- ・自動車については、自動車リサイクル法に基づき引取業者に引き渡し、リサイクルを行う。

⑦船舶

- ・燃料やバッテリー等を取り除いた上で破碎し、破碎後の金属くずは再生利用する。廃プラスチックや木くずは焼却し、できるだけ廃棄物発電等の有効利用を行う。
- ・石綿が使用されている部品等については、石綿含有廃棄物等としての処理を行う。

⑧危険物、PCB廃棄物、石綿含有廃棄物等

- ・他の廃棄物と区別し、危険物又は特別管理廃棄物としての取扱を行い、各々の性状に応じた処分を行う。

⑨津波堆積物

性状に応じて以下の処理を検討する。

- ・ 重金属等有害物質を含むもの、腐敗性のある可燃物、油分を含むもの

セメント原料としての利用、焼却又は最終処分場への埋立

- ・ 上記以外（水底土砂と同程度の性状のもの）

トロンメル（円筒形の回転式ふるい）、振動ふるい等で異物を除去した後、地盤沈下した場所の埋め戻し材としての利用、土木資材化又は海洋投入※

※当該津波堆積物が海洋投入処分が認められている水底土砂と同様に、陸上処分ができず、かつ、一定の判断基準を満たし、海洋環境への著しい影響を及ぼさない場合については、海洋汚染防止法に基づき、環境大臣の許可を得て海洋投入を実施できる。

⑩火災が発生した場所にある廃棄物

- ・ 火災が発生した場所において、灰と金属くずやコンクリートくずを分けて集めることが適当。
- ・ 灰や灰と混合した状態の津波堆積物等については、ダイオキシン類の濃度を踏まえ、溶融処理や最終処分場への埋立等を行う。

5. スケジュール

地域特性や処理の効率性を踏まえ、災害廃棄物の種類毎に、原則として以下の期間内を目途に、別添2に基づき処理を進める。仮置場のスペースによる搬入量の制約や交通渋滞の発生のおそれ等がある場合は、地域の実情に応じ、各自治体で適切に定めること。

（１）仮置場への移動

生活環境に支障が生じうる災害廃棄物（例えば、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物）：平成23年8月末までを目途に仮置場へ概ね移動

その他：平成24年3月末までを目途

（２）中間処理・最終処分

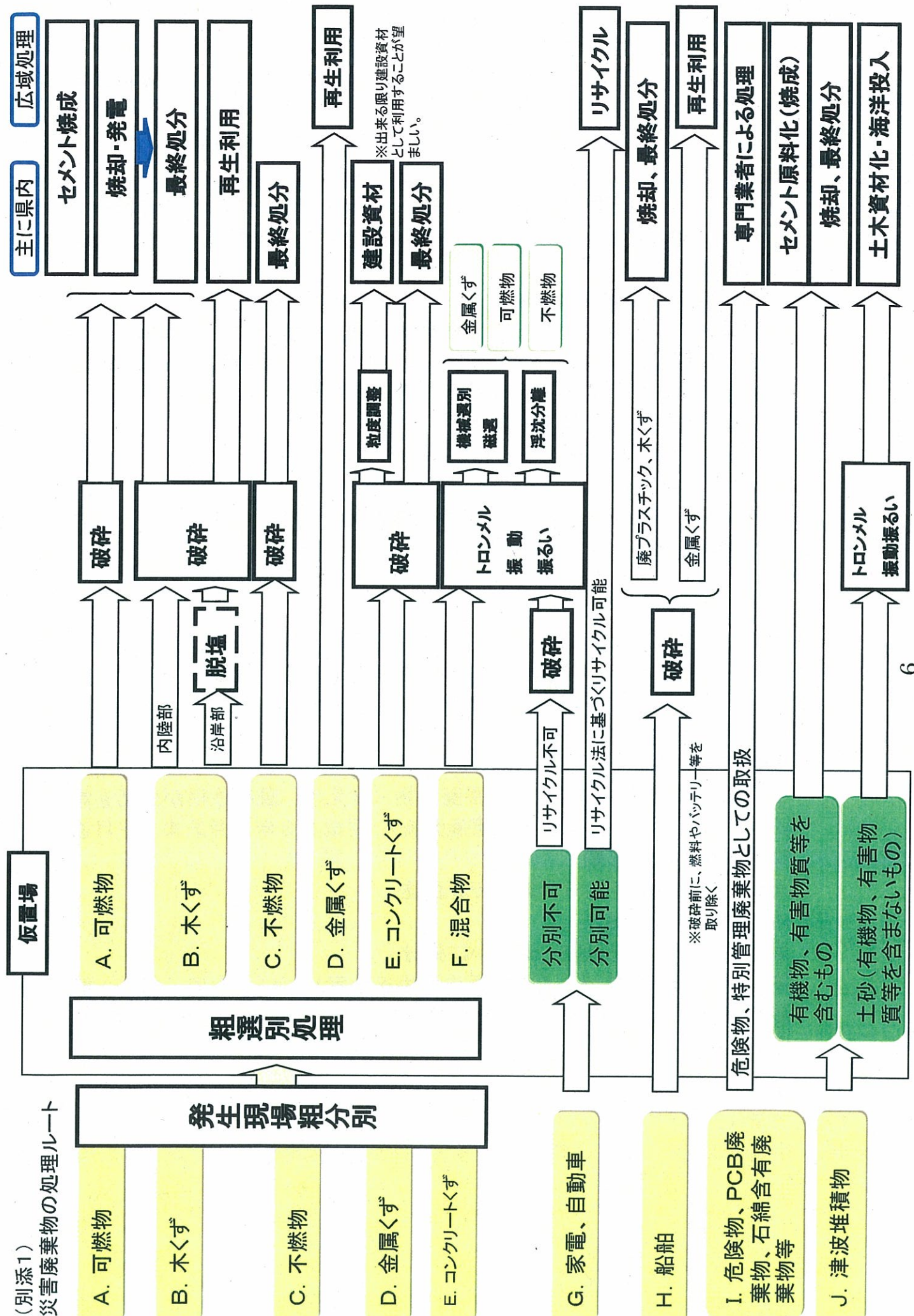
腐敗性等がある廃棄物：速やかに処分

木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているもの：劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定

その他：平成26年3月末までを目途

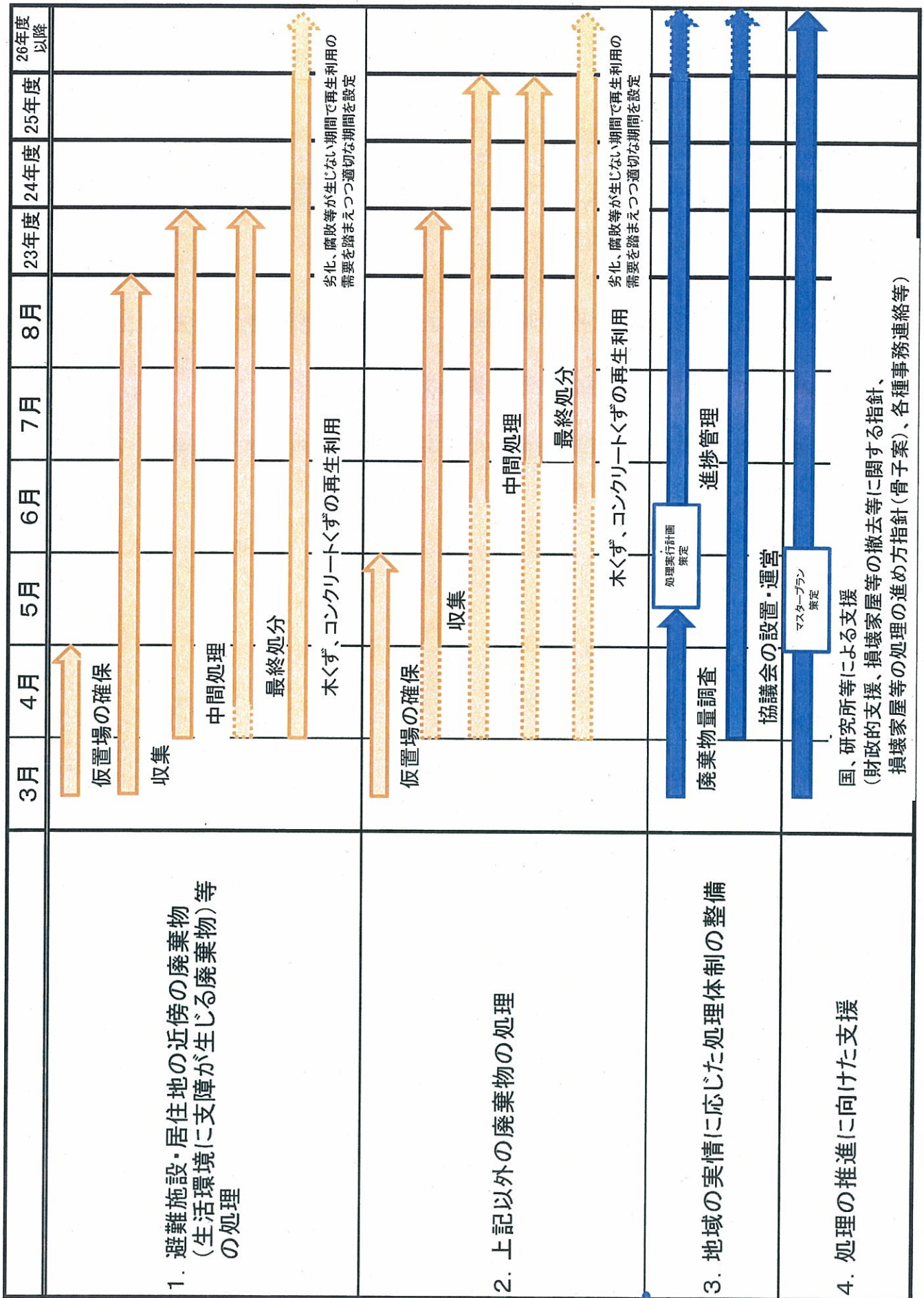
(別添1)

災害廃棄物の処理ルート



(別添2)

災害廃棄物の処理に向けたスケジュール



マスタープラン付属資料

付属資料 1 : 東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針

付属資料 2 : 損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）

付属資料 3 : 東日本大震災発生後に発出された通知・事務連絡等（目次）

東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針

標記は、人の捜索・救出、御遺体の捜索・搬出その他防疫・防火対策の必要性、社会生活の回復等のため、緊急に対処する必要性があるので、その処置についての指針を示すものである。

1. 作業のための私有地立入りについて

作業を行うための私有地への一時的な立入りについては、その所有者等に連絡し、又はその承諾を得なくても差し支えない。ただし、可能な限り所有者等の承諾を得、あるいは作業に立ち会っていただくことが望ましいことから、作業の対象地域・日程等の計画を事前に周知することが望ましい。

2. 損壊家屋等の撤去について

(1) 建物について

- 倒壊してがれき状態になっているものについては、所有者等に連絡し、又はその承諾を得ることなく撤去して差し支えない。
- 本来の敷地から流出した建物についても、同様とする。
- 敷地内にある建物については、一定の原形をとどめている場合には、所有者等の意向を確認するのが基本であるが、所有者等に連絡が取れない場合や、倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士等の専門家に判断を求め、建物の価値がないと認められたものについては、解体・撤去して差し支えない。その場合には、現状を写真等で記録しておくことが望ましい。
- 建物内の動産の扱いについては、後記（4）による。

(2) 自動車について

- 外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められるものは撤去し、仮置場等に移動させて差し支えない。その上で、所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合は、自動車リサイクル法に従って使用済自動車として処理を行う。
- 上記以外の自動車については、仮置場等に移動させた後、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合の扱いについては、追って指針を示す。
- 上記いずれの場合においても、移動及び処理を行う前に写真等で記録しておくことが望ましい。
- 原動機付自転車についても、自動車に準じて処理する。
- 自動車内の動産の扱いは後記（4）による。

(3) 船舶

- 外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められるものは撤去し、仮置場等に移動させて差し支えない。その上で、所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合は、廃棄する。
- 上記以外の船舶については、仮置場等に移動させた後、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合の扱いについては、追って指針を示す。
- 移動が困難な船舶については、個別に所有者等と協議して対応する。
- 上記いずれの場合においても、移動及び処理を行う前に、写真等で記録しておくことが望ましい。
- 船舶内の動産の扱いは後記(4)による。

(4) 動産(自動車及び船舶を除く。)

- 貴金属その他の有価物及び金庫等については、一時保管し、所有者等が判明する場合には所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。引き渡すべき所有者等が明らかでない場合には、遺失物法により処理する。
- 位牌、アルバム等、所有者等の個人にとって価値があると認められるものについては、作業の過程において発見され、容易に回収することができる場合は、一律に廃棄せず、別途保管し、所有者等に引き渡す機会を設けることが望ましい。
- 上記以外の物については、撤去し、廃棄して差し支えない。

損壊家屋等の処理の進め方指針 (骨子案)

平成23年3月29日

趣 旨

- 迅速かつ円滑な処理のための指針
- 廃棄物処理の各段階(収集、仮置き、運搬、中間処理、最終処分)における対応策を示すもの
- 地方公共団体及び地方公共団体より処理業務を受託する者向け

留意事項

- 緊急に対応が必要などやむを得ない場合には、必ずしも本指針によることなく柔軟に適切な処理を行うこと
- 作業は危険を伴うものとなることから、従事する人員の安全確保に注意を尽くし、二次災害を回避すること
- 特に沿岸部の作業において、津波情報や地震情報に注意して行うこと
- 衛生面での環境悪化を想定し、従事する人員の健康被害が生じないように適切な措置をとること
- 住民等が自ら片付けなどを行う場合については、二次災害の回避及び健康被害の予防について注意喚起すること

収集(1)

第1ステップ:収集優先箇所／廃棄物の選定

- 避難施設・居住地の近傍(生活環境に支障が生じる廃棄物)
 - 道路、上下水道、海上交通等の障害となる廃棄物
 - 河川区域や農業排水路内の廃棄物等の二次災害の原因となりうる廃棄物
- 第1ステップで選定された優先箇所以外に存置している災害廃棄物の撤去についても、現地の状況を勘案して優先順位を決め、可能な限り迅速に処理していくことが必要。

収集(2)

第2ステップ:作業の事前調整

- 作業の対象地域・日程等の計画を事前に周知する。
- 作業を行う自治体職員又は受託業者に対し、腕章を身に付けさせるとともに、収集の用に供する車両に、自治体又は受託業者の車両であることを証明する書類を掲示させる。
- 作業対象地域における土地の所有区分・管理区分が不明な場合や多岐にわたる場合は、作業の効率性を確保するため、関係者間で作業分担について調整を行う。

収集(3)

第3ステップ:私有財産の移動

- 自動車や船舶など、収集の妨げになるものを仮置場に移動する。
- 私有財産のうち、回収が可能なものを一時保管場所に移動する。
- 行方不明者等の存在に細心の注意を払いながら、必要に応じ警察と調整をしつつ作業する。
- 行方不明者等を発見した場合は救急車の手配や警察への連絡を行い、適切な対応を行う。
- 重機を扱う際は、ガスボンベ、灯油タンク等による火災発生の防止に留意する。
- LPガスボンベ等危険物を発見した場合には、LPガス協会等の専門業者に連絡する。

収集(4)

第4ステップ:私有財産の取扱

○貴金属その他の有価物及び金庫等については、一時保管し、所有者等が判明する場合には所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引き渡しを求める場合は引き渡す。引き渡すべき所有者等が明らかでない場合には、警察に届け出る。

○位牌やアルバム等、所有者等にとって価値があると認められるものについては、作業の過程において発見され、容易に回収することが出来る場合は、一律に廃棄せず別途保管し、所有者等に引き渡す機会を設けることが望ましい。

収集(5)

○自動車について所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合で、外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められるものは、自動車リサイクル法に従って使用済自動車として処理を行う。

○原動機付自転車についても、自動車に準じて処理する。

収集(6)

○船舶について所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合で、外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められるものは、廃棄する。移動が困難な船舶については、個別に所有者等と協議して対応する。

○自動車や船舶等の移動や処理を行う前に、写真等で記録しておくことが望ましい。

収集(7)

第5ステップ:廃棄物の積込み

○行方不明者等の存在に細心の注意を払いながら廃棄物の積込みを行う。

○行方不明者等を発見した場合は救急車の手配や警察への連絡を行い、適切に対応する。

○重機を扱う際は、ガスボンベ、灯油タンク等による火災発生の防止に留意する。

○LPガスボンベ等危険物を発見した場合には、LPガス協会等の専門業者に連絡する。

○可能な限り、可燃物とコンクリートがらに分けるなどの粗分別をしつつ行う。

収集(8)

○廃棄物の積込みや建物・工作物の撤去解体作業に当たっては、土地の境界を示す境界石、コンクリート杭、金属鋌等の境界標識や、塀・石垣の基礎部分、側溝を可能な限り保存するよう配慮する。

収集(9)

第6ステップ:仮置場への運搬

○収集した廃棄物を仮置場に運搬する。運搬に際し、ごく短期間の間、がれき等の一時的な置き場として農地を利用する場合、所有者の明らかな農地を原則として利用すること。

なお、使用済自動車、廃家電、廃石綿混入廃棄物、PCB廃棄物、船舶の処理について事務連絡が発出されているので、参考とされたい。